

下條村商工業事業者機械等導入支援事業補助金要綱

(目的)

第1条 この事業は、村内で事業を営む事業者が事業効率化や生産性及びサービスの向上のために購入する機械等に対し費用の一部を補助することで、商工業の持続的な発展による商工業の推進を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次のとおりとする。

- (1) 下條村内に事業所又は支店を有する事業者
- (2) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9号に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める業種のうち、大分類の建設業、製造業、卸売業、小売業、飲食・宿泊業、サービス業に該当する者
- (3) 税等を滞納していない者
- (4) その他村長が認めた者

(補助対象事業費等)

第3条 補助対象事業費は、事業用機械設備の導入費とする。

2 対象となる事業用機械は次のとおりとする。ただし、導入機械等に対する付属品は原則として対象外とする。

- (1) 導入費20万円以上（消費税を除く。）のもの
- (2) 減価償却資産となるもの
- (3) 別表1に掲げてあるもの

(補助対象外事業費)

第4条 次に掲げるものは、補助事業の対象外とする。

- (1) この事業の補助を受けて導入した事業用機械を更新する場合、補助を受けた日から5年を経過しないもの。ただし、特別な事情がある場合を除く。
- (2) 別表2に掲げてあるもの
- (3) 同一内容の事業で他の補助金の交付を受けているもの

(補助額及び限度額)

第5条 補助額は、導入する事業用機械1台（機・一式）につき、対象事業費の2分の1以内とし、千円未満は切り捨てる。

2 補助限度額は、年度内1事業所当たり**60万円**とする。

(交付申請)

第6条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し村長に提出しなければならない。

- (1) **補助金審査に伴う村税等の調査閲覧同意書（様式第1—1号）**
- (2) 導入予定の事業用機械等のカタログ、見積書
- (3) 着手前の事業個所の写真（工事を伴う場合）
- (4) 着手前と完了後のわかる図面（工事を伴う場合）
- (5) その他必要な書類

(交付決定)

第7条 村長は前条の申請があったときは、その内容を審査の上補助金交付の可否を決定し、その旨を申請者に交付決定通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は補助金に係る事業完了後1ヶ月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付し村長に提出しなければならない。

- (1) 導入した事業用機械費支払の領収書の写し
- (2) 導入した事業用機械の写真
- (3) 導入した事業用機械の型番、形式番号のわかる書類の写し
- (4) その他必要な書類

(交付確定)

第9条 村長は前条の報告があったときは、その内容を審査の上補助金交付を確定する場合、その旨を申請者に交付確定通知により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は前条の通知があった際には補助金請求書(様式第3号)を村長に提出するものとする。

(禁止事項)

第11条 当該補助金を受け導入した商工業用機械等の転売等の行為は禁止する。ただし、導入から7年を経過したものはこの限りではない。

2 前項の規定に違反したものは、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

商工業事業者機械等導入支援事業補助金対象一覧

品目名
事業所用冷蔵庫、冷凍庫
製造、厨房、保管用機器
土木作業用機械、重機
その他（事務用機器等は除く）

別表2（第4条関係）

商工業事業者機械等導入支援事業補助金非対象一覧

品目名
パソコン等の汎用性があり、補助事業の目的外使用になり得るもの。
太陽光発電及び蓄電池
自動車（普通自動車、軽トラ、貨物車等）
その他

様式（省略）